

3.4 少量核物質の保障措置^[9]

- ・少量議定書(SQP: Small Quantities Protocols)は、包括的保障措置協定の議定書で、有意な原子力活動を行っていない保障措置協定未発効国に対して包括的保障措置協定の発効を促進するために作成された議定書。その国に核物質を保有しない、又は規定の量以下の核物質を保有する国が原子力施設を保有しないことを前提に締結
- ・本議定書に基づき、その国の核物質が規定(当該国との包括的保障措置協定 36 条^{注)}(INFCIRC/153 (Corrected)37 条))の限界を超えるまで、あるいは INFCIRC/153 (Corrected)で定義された施設において核物質が存在するようになるまでは、CSA の第 II 部の詳細規定の大部分の実施を停止

注) INFCIRC/153 (Corrected)24 条は、オプションであり SQP 締約国を含め IAEA との保障措置協定に含まれない場合がある。このため、以降の条番号が繰り上がる。

- ・IAEA は、それまでの少量議定書では国に存在する核物質についての全容、計画中及び建設中の原子力施設に関する情報を把握することができなかったため、従前の少量議定書の改定についての検討を進め、2005/9/20、IAEA 理事会が改定した標準議定書を決定。修正点は以下のとおり。また、主な差違いを表 3-2 に示す。
 - 施設が存在するか計画中の施設がある国には SQP を適用しない
 - 施設の建設を決定した場合、あるいは許認可を取得した場合、できるだけ早く IAEA に通知、核物質についての冒頭報告を実施
 - IAEA の査察を受ける

表 3-2 オリジナル SQP と改定 SQP との比較

	オリジナル SQP(1974 年)	改定 SQP(2005 年)
適格条件	保有する核物質が CSA36 条に規定の量を超えない	同左
	施設に核物質を保有しない	施設の建設に関わる決定、許可がなされていない
SSAC の設立義務	あり	あり
核物質の冒頭報告と年次更新	無し	あり
核物質の輸出入報告	あり	あり
設計情報の早期提出	核物質の施設搬入 6 か月前	施設の建設に関わる決定又は許可がなされたとき
IAEA による査察	無し	あり

- ・IAEA は 2020 年事務局長からオリジナル SQP 締約国に対して改定 SQP への変更を促す文書を発信するなど、関係国に対し少量議定書改定の働きかけを続行

注) 最新の締結国の詳細は、「STATUS LIST Conclusion of Safeguards Agreements, Additional Protocols and Small Quantities Protocols(URL: <https://www.iaea.org/sites/default/files/20/01/sg-agreements-comprehensive-status.pdf>)」を参照